

教 育 訓 練 協 定 書

株式会社 と、株式会社 労働組合とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

記

1 . 教育訓練の実施施設

株式会社 内の実習工場とする。

2 . 教育訓練の内容

の技能向上訓練および製品の品質管理の専門知識の付与とする。

3 . 教育訓練の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間において、これらの日を含め、 日間実施する。

4 . 教育訓練の対象者等

- (1) に従事する者全員を対象とする。
- (2) 教育訓練教実施日の受講人数は概ね 人とする。
- (3) 教育訓練は、同一人について概ね 日程度行うものとする。

5 . 賃金の支払い基準

教育訓練受講日に、次の基準により算定した額の手当を支払うものとする。

(1) 1日当たりの額の算定方法

- イ . 月ごとに支払う賃金 月額 ÷ 所定労働日数
- ロ . 日ごとに支払う賃金 その額

(2) 対象となる賃金は、基本給、 手当、 手当、 手当および通勤手当とし、各々100%支給するものとする。

6 . 雜則

この協定は平成 年 月 日に発効し、平成 年 月 日に失効する。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役

株式会社労働組合
執行委員長